

相談無料

全国一斉 養育費・児童扶養手当 ホットライン(電話相談)

養育費・児童扶養手当についての相談に弁護士が無料で対応します。

2019年

4月19日 **金** 10:00-15:00

電話番号

ふよう よういく

0570-024-419

※上記は特設番号です。4月19日以外は御利用いただけませんので、御注意ください。
※通話料がかかります。PHSや050IP電話からは御利用いただけません。

児童扶養手当
はいつからもら
えますか？



養育費を受け取っ
ても児童扶養手
当はもらえますか？

お問い合わせ先：秋田弁護士会 018-862-3770

主催：日本弁護士連合会・秋田弁護士会

※15:00すぎから22:00までは、相談を実施している他の弁護士会の特設電話へつながります。
各案内は日弁連ホームページで御確認いただけます。